

期日前投票場所	選挙の種類	期間	時間
市役所 7階中会議室	県知事選挙	3月22日(金)～4月6日(土)	午前8時30分～午後8時
	県議会議員選挙	3月30日(土)～4月6日(土)	
	市議会議員選挙	4月15日(月)～4月20日(土)	
各振興局	県知事選挙	4月1日(月)～4月6日(土)	午前8時30分～午後7時
	県議会議員選挙	4月15日(月)～4月20日(土)	
	市議会議員選挙	4月15日(月)～4月20日(土)	
五和公民館	県知事選挙	4月4日(木)～4月6日(土)	午前8時30分～午後7時
	県議会議員選挙	4月4日(木)～4月6日(土)	
	市議会議員選挙	4月18日(木)～4月20日(土)	

**■期日前投票**  
 次の理由で投票日に投票に行くことができない人は投票日の前に投票できます。左記の表のとおり実施されます。  
**▼投票日に投票できない理由**  
 ・仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭 など  
 ・用事、レジャー等のため、投票区外に外出、旅行、滞在 など

投票所入場券は、知事・県議選は3月25日ごろ、市議選は4月17日ごろまでに手元に届くように郵送します。

- ▼投票用紙の請求期限**
- ・大分県知事・県議会議員選挙 4月3日(水) (必着)
  - ・市議会議員選挙 4月17日(水) (必着)

**■郵便での投票**  
 身体に重度の障がいがある人などは自宅で投票し郵便による投票ができます。  
 ※投票するためには事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け期限内に投票用紙を請求してください。また、自ら投票用紙に記載できないと認められた人は「代理記載制度」もあります。

- 不在者投票**  
 不在者投票とは、仕事や旅行などで選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している人や指定病院に入院している人が投票できる制度です。  
**▼不在者投票ができる人**
- ①投票日に満18歳で選挙権が生じ、期日前投票に行く日においては満18歳に満たない人
  - ②旅行や仕事のため遠方に滞りし期日前投票所に行くことができない人
  - ③指定病院・施設に入院又は入所している人



大分県立日田三隈高等学校 選挙出前授業の様子

未来をつくる  
 あなたの一票を大切に  
 ～その一票 おおいた創る 第一歩～

4/7(日) 大分県知事・  
 県議会議員選挙投票日

4/21(日) 日田市議会議員選挙  
 投票日

国選挙管理委員会事務局選挙係 ☎ 8 2 0 9 (市役所7階)

私たちの代表者を選ぶ最も身近で大切な選挙です、忘れずに投票しましょう

県議選・市議選の立候補予定者のお知らせ

- 【県議選】**
- ▶立候補予定者説明会 3月8日(金) 午後3時～ 市役所6階 601会議室
  - ▶立候補受付 3月29日(金) 午前8時30分～午後5時 市役所4階 庁議室
- 【市議選】**
- ▶立候補予定者説明会 3月26日(火) 午前10時～ 市役所7階 大会議室
  - ▶立候補受付 4月14日(日) 午前8時30分～午後5時 市役所7階 大会議室

説明会は  
 印鑑必要



今回から選挙費用の公費負担があります。  
 ※詳細は左記二次元コード、又は市ホームページをご覧ください。

少子高齢化に伴う人口減少社会によって日々社会情勢が変化している中、将来を担う若い世代がもっと政治に参画できるように選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられ、18歳になるとみんなの代表者選挙で選ぶことのできる権利が与えられます。  
 「こんな社会にしていきたい」という気持ちを政治に反映することはとても大切です。結婚や子育て、親の介護、そして老後などこれからの自分にとって関係することがたくさん政治にはあります。政治や社会を変えていくには一人一人の「気持ち」を票に変え、投票することが未来の自分たちに繋がります。「自分が行かなくても変わらない」「誰に投票しても同じ」と思っていたら将来が思ってもみない方向に変わるかもしれません。未来をつくるあなたの一票を大切に、あなたの思いを投票しましょう。

この記事に関するお問い合わせは上記にお問い合わせください

**■投票できる人**

- ▼大分県知事・県議会議員選挙**  
 平成13年4月8日までに生まれた人  
**【転入者】**  
 平成30年12月28日までに転入届出を行い、引き続き居住している人  
 ※期日前投票や不在者投票を行う場合は、投票できる日等が異なる場合があります。
- 【転出者】**  
 県外転出者は投票できません  
 ※県内の市町村に転出した人で、次の①～③の条件を全て満たす人は日田市で投票ができます。ただし、新旧いずれかの市町村の住民担当課が発行した「居住証明書(無料)」又は投票所で確認が必要です。
- ①**日田市の選挙人名簿に登録されている人で、平成30年12月7日以降に転出した人  
**②**転出先の市町村に投票日まで引き続き居住している人  
**③**転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人
- ▼市議会議員選挙**  
 平成13年4月22日までに生まれた人  
**【転入者】**  
 平成31年1月13日までに転入届出を行い、引き続き居住している人  
**【転出者】**  
 転出者は投票できません